

【利子等の支払調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この支払調書は、公社債若しくは預貯金の利子（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分とに分離されてそれぞれ独立して取引されるもののうち、当該利子に係る部分であつた公社債に係るものを除く。）若しくは合同運用信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の収益の分配（以下この表において「利子等」という。）又は生命保険、損害保険若しくは生命共済に係る契約に基づく租税特別措置法第4条の4第1項に規定する差益について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号（(11)及び(13)において「法人番号」という。）を記載すること。
 - (2) 「種別」の欄には、国債、何県債、何市債、何会社債、銀行預金、銀行貯蓄預金、農業協同組合貯金、貸付信託、指定金銭信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託、生命保険、損害保険のように記載するとともに、貸付信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託並びに生命保険並びに損害保険については、受益証券等の名称をも記載すること。この場合において、その支払うべき利子等が租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等（(2)において「上場株式等の配当等」という。）に該当する場合には「（上場）」と、上場株式等の配当等以外の利子等に該当する場合には「（一般）」と記載すること。
 - (3) 「記号・番号」の欄には、預貯金の証書若しくは通帳又は公社債、受益証券若しくは保険証書の記号及び番号を記載すること。
 - (4) 「支払金額又は分配金額」の項には、その年中に支払の確定した金額（無記名の公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券に係る利子又は収益については、その年中に支払った金額）を記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - (5) 「通知外国税相当額」の項には、利子等に係る令第300条第9項若しくは第306条の2第7項に規定する通知外国所得税の額又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者（(6)及び(13)において「支払の取扱者」という。）が同項に規定する上場株式等の配当等（(6)において「上場株式等の配当等」という。）で利子等に該当するものの交付をする場合における当該利子等に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第19項に規定する控除外国所得税相当額を記載すること。また、記載した金額が当該通知外国所得税の額又は当該控除外国所得税相当額のいずれに該当するかの別を「摘要」欄に記載すること。
 - (6) 「通知所得税相当額」の項には、支払の取扱者が上場株式等の配当等で利子等に該当するものの交付をする場合における当該利子等に係る租税特別措置法施行令第4条の6の2第20項に規定する控除所得税相当額を記載すること。
 - (7) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
 - (8) 無記名の公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券について、元本の所有者と利子又は収益の分配の受領者とが異なる場合には、元本の所有者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び氏名又は名称を「摘要」の欄に記載すること。
 - (9) 租税特別措置法第3条第1項第4号又は第5号に掲げる公社債の利子に該当するものについては、「摘要」の欄に「租税特別措置法第3条第1項第4号該当」又は「租税特別措置法第3条第1項第5号該当」と記載すること。
 - (10) 租税特別措置法第5条の2第1項若しくは第5条の3第1項の規定により非課税とされるもの又は同法第5条の2第5項後段若しくは第5条の3第3項後段の規定により源泉徴収が不適用とされるものについては、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
 - (11) 租税特別措置法第5条の2第1項若しくは第5条の3第1項の規定により非課税とされるもの又は同法第5条の2第5項後段若しくは第5条の3第3項後段の規定により源泉徴収が不適用とされるものにつき、同法第5条の2第1項若しくは第5条の3第1項に規定する特定振替機関等又は同法第5条の2第19項（同法第5条の3第9項において準用する場合を含む。）に規定する信託の受託者がこの支払調書を作成する場合には、その支払者及び当該特定振替機関等又は当該信託の受託者の双方の名称、所在地及び法人番号を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
 - (12) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
 - (13) 利子等の支払の取扱者がこの支払調書を作成する場合には、当該利子等の支払者及び当該支払の取扱者の双方の名称、所在地及び法人番号を、それぞれ「支払者」の欄又は「支払の取扱者」の欄に記載すること。
 - (14) 支払を受ける者が非居住者又は外国法人である場合には、「摘要」の欄に（非）と記載すること。

- (15) 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 この支払調書を租税特別措置法第4条の2第1項各号又は第4条の3第1項各号に規定する利子、収益の分配又は差益について使用する場合は、2に定めるほか、次による。
- (1) 利子、収益の分配又は差益で租税特別措置法第4条の2第1項又は第4条の3第1項の規定の適用を受けるものについては、2(2)の「種別」の欄に記載の要領に代えて、「財形住宅」又は「財形年金」と記載すること。
- (2) 租税特別措置法第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定により同法第4条の2第1項又は第4条の3第1項の規定の適用がなかつたものとされる利子、収益の分配又は差益については、「摘要」の欄に「財形住宅遡及課税分」又は「財形年金遡及課税分」と記載すること。
- 4 この表に記載すべき事項を記載した書面（用紙の大きさは、日本産業規格A4に準ずる。）をもつてこの表に代えることができる。
- 5 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。